

第43号議案

蒲郡市市税条例等の一部改正について

蒲郡市市税条例等の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成28年6月10日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市市税条例等の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市市税条例等の一部を改正する条例

(蒲郡市市税条例の一部改正)

第1条 蒲郡市市税条例(昭和29年蒲郡市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第147条第2項中「、第23項、第24項」を「、第22項から第24項まで」に、「又は第30項から第33項まで」を「から第31項まで、第33項又は第34項」に改める。

附則第2条の3を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第2条の3 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第32条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

附則第5条の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同条中第6項を第11項とし、第5項を第10項とし、第4項の次に次の5項を加える。

- 5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 6 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 7 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 8 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 9 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第5条の3第6項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

附則第12条中「若しくは第42項」を「、第42項若しくは第45項」に、「第30項から第33項まで」を「第34項」に改める。

附則第14条及び第15条中「第20項」を「第19項」に改める。

附則第26条第2項から第4項までの規定中「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改める。

(蒲郡市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 蒲郡市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年蒲郡市条例第17号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第6項の表第85条の5の項中「第85条の5」を「第85条の5第1項」に改め、同条第9項の表第6項の表以外の部分の項中「第3項」を「第3項の」に、「第8項」を「第8項の」に改め、同表第6項の表第85条の5の項の項中「第85条の5」を「第85条の5第1項」に改め、同条第11項の表第6項の表以外の部分の項中「第3項」を「第3項の」に、「第10項」を「第10項の」に改め、同表第6項の表第85条の5の項の項中「第85条の5」を「第85条の5第1項」に改め、同条第13項の表第6項の表以外の部分の項中「第3項」を「第3項の」に、「第12項」を「第12項の」に改め、同表第6項の表第85条の5の項の項中「第85条の5」を「第85条の5第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中蒲郡市市税条例附則第26条の改正規定及び附則第5条の規定 平成29年4月1日

(2) 第1条中蒲郡市市税条例附則第2条の3の改正規定及び次条の規定 平成30年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の蒲郡市市税条例(以下「新条例」という。)附則第2条の3の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第5条の2第5項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第5条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第5条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第5条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第5条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第5条の3第6項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例附則第26条第2項から第4項までの規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分の軽自動車税については、なお従前の

例による。